

■■ 人間関係研究へのアプローチ

「よろず刑法」屋に期待されること

丸 山 雅 夫
(法学部法律学科教授)

「人間関係研究へのアプローチ——センター研究員の関心領域——」というテーマで特集を組むから何か書けと編集幹事に言われ、実際のところ、頭を抱え込んでしまった。新たに南山大学の組織となった人間関係研究センターの初代センター長を引き受けながら、「人間関係研究」の内容について、突き詰めて考えたことがなかったからである。センター規程3条1号には、センターの事業として、『本学における人間関係研究』の推進と調整が規定されている。これは、「本学で行われている人間関係研究」を念頭に置いたものであるが、文法的には、「本学構成員相互の人間関係についての研究」と読むこともできないわけではない。後者の意味であれば、好奇心の強い私の得意とするところであり、時間さえ許せば著書1冊程度のものはすぐにも書けそうである。しかし、さすがに、そのような不真面目な態度で逃げるわけにはいかない。そこで、副題である「センター研究員の関心領域」の部分に重点を置いて書くことにしたい。そもそも「人間関係学」といった固有の学問体系がない以上、研究対象となる「人間関係」概念（あるいはイメージ）は人によってそれぞれ異なりうるから、「人間関係」を厳密に規定しないアプローチもあながち不適切なものではないだろう。

私は法学部法律学科を卒業後、大学院の法学研究科法律学専攻に進み、修士課程・博士課程を通じて、法律学のなかでも特に体系性が強い（理屈っぽい）と言われている刑法学を専門分野として研究を開始した。母校から博士号を授与された際の学位論文も、『結果的加重犯論』（成文堂、1990年）という、実に硬い内容の刑法解釈論を展開したものであった。解釈論を中心とした刑法理論の研究は現在も継続しているし、最終的には完結した刑法体系を打ち立てたいという、大それた（おそらくは実現不可能な）目標に向かって歩みを進め

ているところでもある。しかし、その一方で、刑法理論の研究が、現実の社会を超越した（社会から遊離した）ところにあるわけにはいかないことも自覚している。社会のあり方が刑法理論を変えることもあるし、まれには、刑法理論に裏打ちされた刑事政策が現実社会をリードしていくことも考えられる。このような認識から、私の関心領域は、刑法理論研究を中核としながらも、少年法（少年犯罪）・環境問題・医療問題などと刑法（刑事司法システム）との関わりという領域へ徐々に広がってきている。現時点の私は、いわば「よろず刑法」屋の観を呈している状況である。もっとも、具体的な社会問題を手がかりとすることで、「社会のあり方」という意味での「人間関係研究」に幾分なりとも寄与することができるかもしれない。したがって、私の「人間関係研究へのアプローチ」は、一連の社会問題と刑法（刑事司法システム）との関わりを解明し、それを刑法理論へとフィードバックするものであるということになる。そこで、少年法を対象として、私の問題意識をもう少し具体的に紹介することにしてしよう。

1899年のシカゴ少年裁判所設立に代表される保護主義（welfare model）に立脚した少年法制は、20世紀全体を通じて、世界的に大きな潮流を形成してきた。しかし、1970年代以降は、欧米を中心として、凶悪な少年犯罪の増加と社会・政治における保守化傾向を背景に、法と秩序（law and order）の強調、少年犯罪への厳しい対応（getting tough）の要求、犯罪に見合う処罰（just deserts）の必要性が叫ばれ、司法的側面を強調する方向（justice model）への転換が相次いだ。わが国においても、いわゆる「神戸事件」に代表される一連のセンセーショナルな事件を契機として、少年事件の凶悪化が問題視され、少年法を改正することによって少年問題に毅然と対処すべきだという風潮が顕著になってきている。メディアを中心としたこのような論調は、広く世間に受け入れられてもいる。2000年11月には議員提案による改正少年法が成立し、2001年4月1日から施行されている。しかも、改正法は、一般に、少年犯罪に対する社会の厳罰化要求を実現したものであるとの評価を受けている。

わが国の社会的認識（少年犯罪の凶悪化と毅然とした対処の必要性）は、果たして適切なものなのであろうか。この点の判断に関しては、ふたつのことが前提となる。ひとつは、少年事件が本当に凶悪化しているのかということの検証作業であり、もうひとつは、凶悪化していることが確認された後に、少年法を改正して少年（事件）に毅然と対処することで少年問題が解決する（少なくとも現在よりは改善される）のかということの検討である。実際には、世間が当然のように信じ込んでいる「少年事件が凶悪化している」という前提そのものに誤りがあると言わなければならない。たしかに、最近の少年事件の数は増加傾向を示しており（第四のピークを迎えつつあると言われる）、量的な悪化傾向を否定することはできない。他方、こうした量的増加をもたらしているも

のは、相変わらず万引や自転車盗といった軽微な犯罪であって、凶悪犯罪の数は依然として横ばい状態にある。少年事件が質的に凶悪化していないことは、別の観点から少年法の改正を強く求めてきた法務省も認めている事実なのである。

では、どうして、このような誤った前提から少年法の改正が叫ばれるのであろうか。その原因は、凶悪化の真否の検証と少年法改正の是非という前提を確認せずに、情緒的な議論に終始している点に求められる。その意味では、「少年問題の深刻さは、世間の思い込みにこそある」と言うことすらできるであろう。もちろん、事実認定の困難な事件の増加や被害者の感情や被害者救済に対する配慮のなさ等に見られるように、現行少年法にも改善すべき点はある。今回の改正では是正された部分もあるが、世界的な傾向となってきた修復的司法（restorative justice）の導入可能性などをはじめとして、議論すべき点が多く残されているのも事実である。ただ、どの部分を改正するかは、どこに問題があり、どう改善するのが妥当か、という議論を抜きにしてはできない。そして、こうした議論の前提として、冷静で正確な情報の提供が不可欠である。社会に対する積極的な発言も含めて、きちんとした情報提供こそが、「よろず刑法」屋の仕事であると考えている。